

## 委任契約書（債務整理用）

委任者 \_\_\_\_\_ を甲、受任者司法書士吉田浩章（訴訟代理権認定番号212357）を乙とし、下記のとおり委任契約を締結します。

第1条 甲は乙に対し、下記事項を委任し、乙は受託しました。

- 自己破産・免責申立書類作成
- 個人再生申立書類作成
- 任意整理
- 完済後の過払金請求

2. 委任契約は、自己破産の場合は免責確定の時、個人再生の場合は認可確定の時、任意整理と完済後の過払金請求の場合は和解締結の時に終了するものとします。

第2条 甲は乙に対し、委任契約による業務遂行の条件として、下記のとおり手続費用を支払います。なお、甲乙間の送金手数料は、甲の負担とします。

- 着手金 \_\_\_\_\_ 円（実費・報酬・消費税込）
- 成功報酬 回収金の15.75%（過払金を回収できた場合のみ）
- 預り金 \_\_\_\_\_ 円  
（ \_\_\_\_\_ として）
- その他の費用

2. 過払金返還訴訟を提起する場合は、訴訟に関する着手金として1社21,000円、及び訴額に応じた印紙代、資格証明書代、予納郵券代が別途必要となります。

3. 過払金を回収した場合は、手続費用及び債権者への弁済に優先して充当するものとします。

4. 自己破産で破産管財事件に移行する場合は、予納金、予納郵券代が別途必要となります。

第4条 甲は乙に対して、乙の業務の処理に必要な別紙「必要書類一覧表」記載のとおり資料を、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに収集して提示します。

また、財産、負債の状況や過去の経緯について、乙に対して積極的に事実を伝え、虚偽の陳述をしないものとします。

2. 乙は、甲のために、誠実に委任業務を行います。

第5条 甲又は乙が本契約に違反した場合、もしくは甲が下記事項に該当した場合、文書で連絡することにより、本契約を解除することができます。

- ① 第2条の手続費用の支払をしない場合
- ② 乙からの連絡に応答しなくなった場合
- ③ 自己破産または個人再生の場合に、甲が書類の収集をしない等の非協力により、本日から6ヶ月以内に裁判所に申立ができない場合

2. 甲の契約違反により解除された場合、乙が受領済みの着手金は返却しないものとします。

3. 乙の債務不履行により解除された場合、乙が受領済みの着手金は全額返却するもの  
とします。
4. 個人再生及び任意整理の場合、債権者への返済を一度でも滞った場合、甲は債権者  
から直接請求を受けることを予め承諾するものとしてします。

第6条 特約事項

.....  
.....  
.....  
.....

その他 特にお伝えした事項

- 債務整理をすることで、今後新たな借り入れができなくなります。  
また、整理対象外のカードの利用ができなくなる場合があります。
- 自己破産、個人再生の場合は、全ての債権者を対象とする必要があります。
- 完済済みの業者があれば、その業者名もお伝え下さい。
- 銀行のカードローンがある場合、当該銀行口座が凍結されて使えなくなります。
- クレジットカードでカード決済している支払いがある場合、支払方法の変更手続  
をして下さい。
- 口座振替で返済している場合、業者側の振替停止手続きが、次回返済日に間に合わ  
ない可能性があります。返済期日に残高を残さないようにして下さい。
- 140万円を超える過払金が発生した業者に対しては、司法書士の交渉の代理権が  
なくなります。弁護士に委任するか、和解交渉時に直接交渉をしていただいたり、  
裁判所に出向いていただくことになる（訴訟をする場合）可能性があります。
- 

・ 乙から甲への連絡方法 携帯電話・携帯メール・パソコンメール・自宅電話・自宅FAX	
・ 自宅への郵便物送付	可 : 否
事務所封筒の利用	可 : 否
郵送手段	1. ポストにお届け（普通郵便・メール便） 2. 手渡し（書留郵便：宅急便）

平成 年 月 日

甲

乙 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル  
司法書士 吉田浩章  
TEL 072-254-5755